

指定短期入所生活介護
サテライトしらぬい荘短期入所サービス

重 要 事 項 説 明 書 関 係 資 料

サテライトしらぬい荘居室、人員、運営等に関する重要事項

サテライトしらぬい荘短期入所サービス（指定短期入所生活介護事業所）は、厚生労働省が定める基準により運営されています。ここでは、設備や人員に関する基準、医療体制、事故・苦情処理体制等について説明します。主な内容は、次のとおりです。

1. 設置主体

社会福祉法人 水 光 会

昭和 40 年 10 月 9 日認可

2. 施設（事業所）名

サテライトしらぬい荘短期入所サービス

平成 26 年 4 月 1 日開設

※ユニット型指定短期入所生活介護事業所

空床型

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所

事業所番号 4371300841

平成 26 年 4 月 1 日指定

3. 所在地

〒869-0511 熊本県宇城市松橋町曲野 35 番地の 1

TEL 0964-34-0510 FAX 0964-34-0512

ホームページ <http://www.shiranuiso.or.jp/>

4. 施設の規模

建物面積 大野橋デイ、サテライト

2,089.18 m² （居宅・大野橋デイ・サテライトしらぬい荘）

5. 施設の居室等の設備について

居室・設備の種類	室数	備考
個 室	20 室	加湿機能付エアコン、洗面台、カーテン、電動ベッド、チェスト、ロッカー
共同生活室 リビング・談話コーナー	2 室	システムキッチン、食器乾燥機、冷蔵庫、テレビ
トイレ	6 室	各ユニット計 3 箇所
浴 室	1 室	個人浴槽 1 ヶ所、臥位浴槽 1 ヶ所
地域交流室	1 室	
相談室	1 室	

指定短期入所生活介護 サテライトしらぬい荘短期入所サービス

調理室	1 室	大野橋デイセンターと共用
宿直室	1 室	

これらの施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

6. 職員の配置状況について

主に職員の配置状況は次のとおりです。

(1) 管理者

1名の管理者（常勤兼務）を配置しています。

従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

(2) 医師

1名の嘱託医師（非常勤兼務）を配置しています。

ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。

(3) 生活相談員

1名の生活相談員（常勤兼務）を配置しています。

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

(4) 介護職員

7名以上の介護職員（常勤専従並びに常勤兼務）を配置しています。

ご契約者の日常生活上の介護及び健康保持のための支援を行います。

(5) 看護職員

2名以上の看護職員（常勤専従並びに常勤兼務）を配置しています。

ご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護・介助も行います。

(6) 管理栄養士又は栄養士

1名の管理栄養士（常勤兼務）を配置しています。

ご契約者の栄養マネジメント（栄養ケア計画の作成）を行うとともに、食事メニュー及び食事形態の管理や検討を行います。

(7) 機能訓練指導員

1名の機能訓練指導員（常勤専従）を配置しています。

ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行います。

指定短期入所生活介護
サテライトしらぬい荘短期入所サービス

7. 医療の体制について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、これらの医療機関での優先的な診療や入院治療を保障するものでも、義務づけるものでもありません。

＜協力医療機関＞

- (1) まつえクリニック（内科、外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科）
宇城市松橋町久具 700 TEL0964-32-3911
- (2) 宇城総合病院（内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・泌尿器科ほか）
宇城市松橋町久具 691 TEL0964-32-3111
- (3) 徳治会歯科医院宇城
宇城市松橋町浦川内 824-8 TEL0964-32-5801
32-5893（訪問歯科）

8. 事故発生時の対応について

- (1) ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- (3) ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情の受付について

- (1) 苦情については
 - ①ご意見箱を利用する。
 - ②電話や窓口で直接伝える。
 - ③担当の生活相談員を通じて。
 - ④書面を利用して等色々な方法で申し出する事ができます。
- (2) 苦情申し出先は、苦情受付担当者に限らず、水光会の職員であれば誰でも可能です。又、第三者委員へも直接申し出する事が出来ます。苦情受付担当者以外で受けた場合は、速やかに受付担当者に報告します。
- (3) 苦情受付担当者は速やかに苦情解決責任者に報告します。
- (4) 苦情解決責任者は、苦情内容を確認の上、必要に応じて理事会・評議員会及び第三者委員に報告します。

指定短期入所生活介護 サテライトしらぬい荘短期入所サービス

(5) 苦情受付担当者は、申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。この際、申し出人は第三者委員の立会を求めることが出来ます。

(6) 解決できない苦情は、関係機関に申し出ることが出来ます。

(7) 関係機関は、受け付けた苦情に対し、速やかに調査し解決に努めます。

(8) 事業所（苦情解決責任者）は関係機関の調査に協力し、解決に努めます。

(9) 無名記による申し出があった場合は、第三者委員へ報告し、掲示板への掲示等必要な対応を行います。

(10) 施設内の窓口

時間外の対応等についても可能なように、玄関 2F 階段に苦情受付ボックスを設置しています。

- 苦情受付担当者 北園 俊英（介護支援専門員）
福岡 三紘（生活相談員）
平井 富貴（ユニットリーダー）
- 苦情解決責任者 福嶋 俊一（管理者）
- 受付時間 原則として、9：00～17：00

(11) 施設外の窓口

- 市区町村介護保険担当課
ご契約者の保険者である市区町村窓口
- 熊本県国民健康保険団体連合会
熊本市健軍 2-4-10（TEL 096-365-0329）
- 熊本県社会福祉協議会
熊本市千反畑町 3-7（TEL 096-324-5454）
- 第三者委員
中山義弘（元民生委員・児童委員）（TEL 090-9571-3276）
後迫貴利子（県職員）（TEL 090-5380-9314）

(12) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		